

郡山市低炭素建築物新築等計画の認定通知に係る証明事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項の規定（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）による認定通知書を郡山市長が発行したことについて証明する事務に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法に定められたものとする。

(申請書類)

第3条 法第54条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物の認定建築主又は当該建築物を譲り受けた者は、低炭素建築物新築等計画認定通知書発行済証明願（別記様式）により市長に申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者（以下「申請人」という。）は、代理人に申請を行わせることができる。この場合、代理人は委任状を提出するものとする。

(証明の発行)

第4条 市長は、前条第1項の申請を受理し申請人又は代理人が本人であることを確認したときは、法に係る認定台帳と照合し、証明を求められた内容と相違ないことが確認できた場合には、申請者又は代理人に低炭素建築物新築等計画認定済証明書（別記様式）を交付するものとする。

(証明手数料)

第5条 前条の証明書発行に伴う手数料は、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）別表第3第7号によるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

低炭素建築物新築等計画認定通知書発行済証明願

年 月 日

郡山市長

認定建築主の住所
氏名

下記のとおり、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画について認定済みであることを証明願います。

記

- 申請年月日 年 月 日
- 申請者の住所
- 認定に係る住宅の位置 福島県郡山市
- 認定に係る住宅の構造
- 低炭素建築物新築等計画の認定番号 郡山市指令指第 号
- 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日

低炭素建築物新築等計画認定通知書発行済証明書

証 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

郡山市長